

(事 務 連 絡)
業 庫 第 7 2 号
2 0 2 1 年 8 月 1 6 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

日本銀行との間でファクシミリにより授受している書類
の電子メール化について

国庫関係事務につきましては、平素より大変お世話になっております。

さて、本年6月に、代理店と官庁との間で当局関係事務においてファクシミリにより授受している書類に関し、官庁から相談があった場合には、規程でファクシミリにより授受する旨の定めのある書類であっても、電子メールによる授受に変更して差し支えない旨ご連絡したところです（「官庁との書類の授受におけるファクシミリの利用廃止について」（2021年6月14日付業庫第60号））。

この点、代理店と日本銀行との間でファクシミリにより授受している国庫関係書類についても、規程上授受方法がファクシミリに限定されている書類を含め、電子メールによる授受に変更可能ですので、念のためご連絡します。

ファクシミリから電子メールに授受方法を変更されたい場合には、電子メールの宛先など事務運用の詳細をお伝えしますので、日本銀行の担当部署にお問い合わせください。

以 上

(本件に関する照会先) 日本銀行業務局（国庫業務企画グループ） 03-3277-2054 猪俣 03-3277-2217 巻島
--